

区のおしらせ

No. 367

震災に

万全の備えを



写真 上…九段下目白通り
での一斉放水演
習

下…消防団による初
期消火訓練

防災の日の9月1日、午前10時から、区役所、各警察署、管下消防署が中心となり、日赤、地元町会、消防団等の協力のもとに、約1,000名が参加して、大規模な震災訓練が実施されました。この日、午前9時58分にマグニチュード7.9の大地震が発生したとの想定のもとに、飯田橋・富士見・九段南の3ヶ所で、区民のバケツリレー・消火器による初期

消火訓練にはじまり、飯田橋から九段下に通ずる目白通りでは、消防署員の一斉放水演習、続いて北の丸公園への避難誘導など、つぎつぎに訓練が行なわれました。

いつ起こるかわからない大震災に対し、ふだんから周到な心構えが必要ですが、この日の訓練は、熱心な地元住民の参加を得て、大きな成果を収めました。

建設工事による災害の防止

区から施行業者に協力要請

都市改造の急速な進展にともない千代田区内には、ビル建築、下水道設置、地下鉄敷設など、各種の建設工事が随所で行なわれています。

これから発生する騒音、振動、悪臭等による区民の苦情も日増し

に増大している現状です。

今号では、公害を規制する法令について述べてみましょう。

『公害対策基本法』 この法律は、公害を予防する立場から、公害問題を根本的に解決するための基本的な方向と姿勢を示したもので公害として、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤の沈下および悪臭をあげています。そして具体的な実施法として、『大気汚染防止法』『公共用水域の保全に関する法律』『工場排水等の規制に関する法律』『騒音規制法』があります。

『大気汚染防止法』 従来の「ばい煙

公害を考える (2)

公害を規制する法令

規制法』を改正したもので、将来工場から発生するばい煙によって汚染されると予想される地域をあらかじめ指定し、規制出来るほか、スモッグ発生時の緊急措置、自動車の排出ガスの規制などを内容としています。

『公共用水域の水質の保全に関する法律』『工場排水等の規制に関する法律』『水質保全法』は、汚れのひどい特定の地域を指定し、その水域ごとに具体的な水質基準を定めています。また、『工場排水規制法』は、『水質保全法』によって定められた水質基準に合わせて工場から排出される汚水処理の監視を定めています。

『騒音規制法』 騒音防止の規制を全国的に統一した基準のもとで

内で建設工事を行なう業者約二百名を招き、工事にもとづく災害・公害の防止を強く呼びかけ、協力を求めました。

当日、遠山区長はあいさつの中で「住民の不安を防止し、生活環境の保全にとめる事は、地方公共団体として当然の責務であり、関係企業ならびに施行業者においても、工事の安全確保に一層十分な措置をとっていただきたい」と強く要望した後、各主管課長から、

行なう目的で、昭和四十三年に制定されました。対象は、工場騒音および建設工事騒音が主で、その基準の範囲は、地域の実情に依りて知事が定めることになっていきます。この法律にもとづいて区で行なっている業務はつぎのとおりです。

- ◎くい 打ち作業など特定建設作業の届出
- ◎印刷機械など特定施設設置の届出
- ◎東京都公害防止条例

この条例は、今年の四月、それまであった「工場公害防止条例」「騒音防止に関する条例」「ばい煙防止条例」を一本化して制定されたものです。特徴として、健康で快適な都民生活を保障するため、都に公害発生源の監視や規制の

義務づけが明文化されています。内容の主なものとしては、工場の認可のほか、従来工場として取扱うことが出来ないため苦情のもととなっていた駐車場などが指定作業場として規制出来るほか、指定した地域での深夜営業等にもなる騒音なども規制出来るようになりました。区で行なっている事務の主なものとはつぎのとおりです。

- ◎工場の設置ならびに変更の認可
- ◎指定作業場設置の届出

道路の地下埋設物工事に伴う安全防護、落下物に対する防護、杭打振動による隣家等の損傷防止、騒音の防止等、具体的な問題について協力を要請しました。

国勢調査に

ご協力ください

十月一日現在で調査

ことは国勢調査が行なわれる

年です。

大正九年に、第一回国勢調査が行なわれてから、半世紀を迎え、この十月一日には、十一回目の国勢調査が行なわれます。

国勢調査は、わが国全体の人口だけでなく、都道府県や市町村ごとの人口の状況や、男女別、年齢別、職業別などの構成ならびに世帯数を明らかにし、国はもちろん都道府県や市区町村の行政上の基礎資料を得るために行なわれる重要な統計調査で「統計法」にもとづいて行なわれるものです。

なお、今回は十年目ごとに行なわれる大規模調査です。

また、国際連合が世界の人口の現況をとらえる為に計画した「70年世界人口センサス」の調査にも参加しています。

調査は、九月二十四日から三十日までの間に、調査員があらかじめ家庭を訪問して、調査票をお渡たします。

十月一日現在における世帯の状況をご記入のうえ、調査員が再度訪問したときにお渡しくださるようご協力をお願いいたします。

なお、この調査についてのお問合せは、区民部区民課統計調査係(内線 274 276)へ。

敬老会などにおとしよりを招待

「敬老の日」を記念して

長い年月にわたって、社会につくされてきたおとしよりに対し、区では、「敬老の日」を記念して区内に住む高令者（明治二十八年九月十六日以前に生れたひと）の長寿と健康を祝福し、恒例の敬老会をもよおすほか、入浴とマッサージの無料サービスなどをつぎのとおり行ないます

○敬老会

▽とき 九月十六日 午後一時から四時まで

で

▽ところ 九段会館ホール

▽内容 記念式典に続いて俗曲・漫談などの演芸が予定されています。

○入浴とマッサージの無料サービス

▽対象 区内に住んでいる七十歳以上のひと

▽とき

九月十七日 神保町、神田公園出張所管内のひと

敬老の日



九月十八日 万世橋、和泉橋出張所管内のひと

九月十九日 番町、富士見出張所管内のひと

時間はいつでも午前十時から午後四時まで

▽ところ 九段会館

▽内容 入浴は自由に出来ます。マッサージは東京高等鍼灸学校の生徒が奉仕します。なお、三日間ともたのしい演芸があります。

○敬老金が贈られます

明治二十八年九月十六日以前に生れて、都内に三年以上住んでいるひとに敬老金五千円が贈られます。

また、こしから敬老金を受けられるようになったひとには敬老バッジも一緒にさし上げます。

老人健康診査をうけましょう

敬老金などは九月十五日から十八日の間にお届けします。お問合せは、厚生部厚生課厚生係（内線315）へ。

おとしよりのひとたちが、いつでも元気で健康に過ごしていただけるよう区では、今年もつぎのとおり「老人健康診査」を行ないます。

この機会に、おとしよりのひと、は、もれなく受診されるようおすすめてします。

○とき 九月十一日から九月三十日まで

の受診医療機関の診察時間内

○場所 区内の医師会に所属している病院、医院など（期間中は玄関に「診査実施会場」のポスターが出ています）

○受診方法 区から送付する受診券と健康保険証を持って受診してください。

○診査内容

一般診査Ⅱ受診者全員に対し

内診・理学的診察・尿定性検査・血圧測定を行ないます。

精密診査Ⅱ一般診査の結果疾患

病の疑いのあるひとに対し尿定量・糞便・血液・心電図・胸部レントゲン・造影剤使用消化管検査など、その範囲内のものを必要に応じて行ないます。

- 九月十四日 麹町小学校 麹町二一八
- 九月十六日 富士見小学校 富士見一〇一三
- 九月十七日 小川小学校 神田小川町三一六
- 九月十八日 神田小学校 神田司町二一十六
- 九月二十一日 今川小学校 岩本町二一五
- 九月二十二日 佐久間小学校 十四
- 九月二十四・二十五日 神田和泉町一 中央卸売市場神田市場 外神田四一四
- 九月三十一日 十月三十日まで（土・日曜および祝祭日を除く）

○費用 無料

○対象者 区内に住んでいる明治三十八年四月一日以前に出生したひと（本年四月一日現在満六十五歳以上のひと）

なお、診査対象者には、九月三日前後に区から個別に通知状を送ります。

通知状が届かないひとや、お問合せは、区民部健康衛生係（内線27）へご連絡ください。

はかりの定期検査を必ずうけてください

「取引」「証明」に用いられるはかりは計量法にもとづいて年一回定期検査を受けることになって

います。ことしも、はかりの定期検査はつぎのとおり行なわれますので必ずうけてください。

時間は、午前九時三十分から午後四時までです。ただし、東京都計量検定所は午前九時から午後四時まで行ないます。

なお、検査のすんだひとには、「検査済」を証明するワッペンをさしあげますから店頭に表示してください。

音楽隊パレード 風俗行列 など多彩な行事

千代田区の恒例行事として年々盛況を呈している「千代田まつり」が、こしも来る十月三日から実施され、華やかな音楽隊パレードを皮切りに、風俗行列・区民体育大会など、区内各所で多彩な行事がくりひろげられます。

音楽隊パレード

十月三日(土)午後二時、四時 海洋少年団、区立中学校、区内六大学など十二団体の参加が予定され、千代田小学校から靖国神社までの靖国通りを行進します。

靖国神社境内で、展示即売会を行ないます。

十月五日(日)正午二時 コースは、新丸ビルと有楽町・新丸ビル、八団体参加予定

風俗行列(丸の内、有楽町地区)

十月五日(日)正午二時 コースは、新丸ビルと有楽町・新丸ビル、八団体参加予定

風俗行列(神田・麹町地区)

十月六日(月)午後二時四時 各連合町会等八団体が参加予定、神田神社・靖国神社を練歩きます。

皇居参観史跡めぐり

十月七日(雨天のばあいは八日)午前九時正午 区民の希望者三百名を募り、皇居参観と皇居内の史跡を見学します。

第八回区民体育大会

十月十日

(協賛事業)

菊花大会

十月十六日(十一月五日)、靖国神社境内で開催し、約九百点が出品され、優秀作品八点に対し区長賞が贈られます

区民囲碁大会

十月十三日午前九時、神保町区民会館、参加者は区内在住のアマチュアで各町会長よりの推せん者とし、トーナメントにより優勝を決定します

区民将棋大会

十月十四日午前九時、神保町区民会館、参加者・競技方法は囲碁と同様、審判長は日本将棋連盟九段升田幸三氏

古本まつり 十月三十一日(十一月七日)錦華公園、十月三十一日(十一月二日)東京古書会館、神田

古書連盟五十三店が参加し、青空の下で、特価即売会を行ないます。

選挙人名簿を確かめて下さい

新しく登録されたひとへ

区選挙管理委員会では、毎年九月一日現在で新しく資格のできたひとを、選挙人名簿に登録しています。

縦覧の場所

九月十一日からこの選挙人名簿を縦覧しますので、たしかめてください。

登録されているひと

昭和二十五年九月二日までに生まれたひと

九月十一日から十五日までの午前八時三十分から五時まで。なお、各出張所でも閲覧できます。土曜日は午後十二時三十分

区民税の調査を行ないます

区民税の申告書を提出していないひとを対象に、八月下旬から戸別に訪問して、その実情をうかがいます。

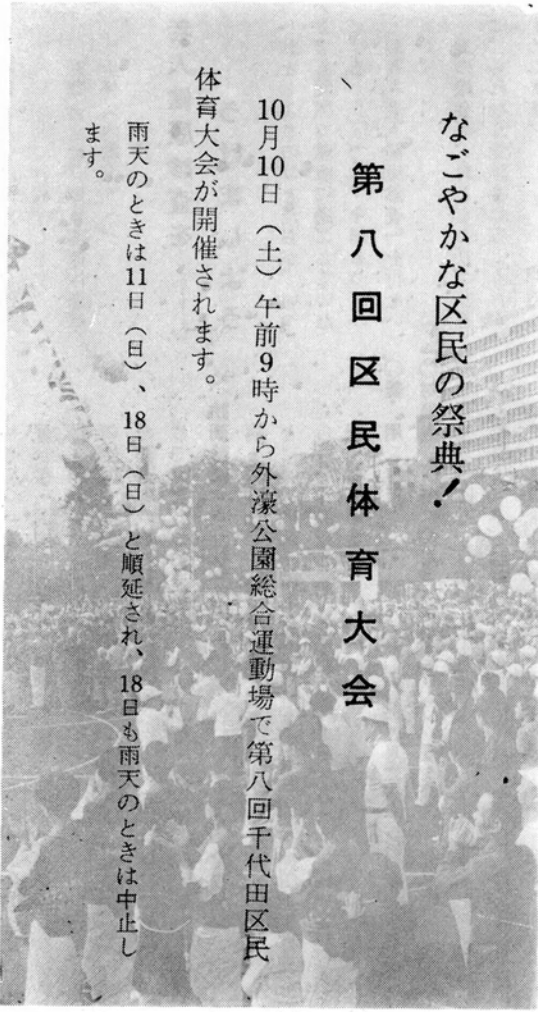
申告義務のないひとでも、公営住宅の入居、国民年金の受給、児童手当の受給などに必要な税務証明の発行の資料にもなりますので、調査には、ご協力をお願いいたします。

なごやかな区民の祭典!

第八回区民体育大会

10月10日(土)午前9時から外濠公園総合運動場で第八回千代田区民体育大会が開催されます。

雨天のときは11日(日)、18日(日)と順延され、18日も雨天のときは中止します。



分まで、また日曜、祝日は閲覧できません。

婦人教養講座がはじまります

申込みは九月十七日から各区民会館で

区内に住んでいるご婦人のみなさんを対象に婦人教養講座が開かれます。

余暇をいかして、趣味と実益をかねたこの講座にぜひご参加ください。

場所 番町区民会館(麴町二一四)
(263)三八三一

富士見区民会館(富士見一六)
一七 電話(263)三八四一

神保町区民会館(神田神保町二)
四十 電話(263)〇七四一

神田公園区民会館(神田司町二)
一二 電話(252)七六九一

和泉橋区民会館(神田岩本町)
一五 電話(263)四九三一

期間 九月第五週(一部は十月第一週)から十二月第三週までの十二週間。

各科目とも毎週一回午後二時から四時まで継続しておこないます。

受講資格 区内在住のご婦人で十二週間つづけて出席できるひと

科目・定員 左の表のとおり

受講料 無料(ただし、教材費などは各自負担です)

申込・受付

九月十七日(木)から、受講する区民会館(出張所)で受け付け、一名一科目とし、先着

科目	内容	場所	曜日	定員
書道	番町	富士見	毎週金曜日	35
		神保町	火曜日	35
		神田公園	金曜日	30
		和泉橋	木曜日	35
料理	番町	富士見	水曜日	24
		神保町	火曜日	24
		和泉橋	月曜日	24
華道	番町	富士見	金曜日	25
		神保町	水曜日	25
		和泉橋	水曜日	25
茶道	番町	番町	水曜日	30
リボンフラワー	番町	神田公園	木曜日	30
手芸	番町	番町	火曜日	35

区立住宅の空家入居者募集

募集戸数は4戸

順で定員になりしだい締切ります。申込書は各出張所に備えてあります。

電話申込みと二人以上の代理申込みはおことわりします

▼名称と戸数 区立富士見住宅(富士見一十一(四戸)1K)

▼使用料 月額七千円

▼申込資格

・区内にひきつづき二年以上住んでいること(住民基本台帳に記載されていることが必要ですが)

・同居する親族があること。ただし、二人世帯に限ります。

・その他に未就学の幼児は一人可)

・住宅に困っていること

・昭和四十四年中の収入が下記の額の範囲にあること

①給与所得者Ⅱ税込総収入(給与その他の総収入額)が、六十二万五千円から百二十万九千六百六十六円までのひと

②その他の所得者Ⅱ総収入か

ら必要経費を差し引いた額が、四十二万円から八十四万円までのひと

▼申込方法 受付は、九月十六日(水)から二十二日(火)までです。

居住地の出張所に直接申し込んでください。申込用紙は各出張所においてあります。

なお、一世帯一戸に限り、二重の申込みは両方共無効になります。

▼抽せん日 十月十二日(月) 区役所内会議室で、公開抽せんいたします

▼入居 当選者は、資格審査に合格すれば所定の手続きをしたらうえただちに入居できます。

▼問合せ 区民部区民課区民係(内線272・273)

・体育についての相談は

・体育指導委員へ

年ごとにスポーツがさかんになっています。

区内には、区民の体育、スポーツなどについて体育指導委員のひとたちが相談に応じています。

ぜひ、ご利用ください。

体育指導委員はつぎの方々です

隠岐孝治郎 神田鍛冶町二二二 (256)四一八五

田宮文夫 神田神保町三二七、 (281)二八二二

西角清忠 三崎町二一五十一 (261)六〇八〇

神田理二 外神田二一五一 (251)五〇三二

久保正夫 神田駿河台一六〇七 (291)一三〇一

角田実 外神田一三三六 (255)三〇〇五

田村三義 神田神保町二一五 (261)四八一八

中山栄二 神田鍛冶町二一十二 (256)七五一二

三須徳次 神田須田町二一三 (251)五三六九

豊島美雄 外神田三一五一十六 (253)五〇五二

加藤隆之 内神田二一十一二 (251)三七六五

熊井実 神田錦町一八 (291)一八三一

浜田勝巳 一番町六 (261)九三三八

高井光弘 神田神保町一七 (291)一八一八

宮崎いづみ 神田鍛冶町一六 (252)一〇〇九

大野和子 神田神保町三一十 (264)七六二九

都電・都バスの無料 乗車券がもらえます



つぎに該当する
ひとに、来年九月
末日まで使える都
電・都バスの無料
乗車券をお渡しし
ます。

- ・身体障害者（一級から四級まで）
- ・精神薄弱者（総合判定一度から三度まで）
- ・生活保護世帯（世帯員のうち一人だけ）
- ・母子福祉年金、準母子福祉年金受給世帯（世帯員のうち一人だけ）
- ・児童扶養手当受給世帯（世帯員のうち一人だけ）
- ・戦傷病者（特別項症から第四項症まで）
- ・原爆被爆者（厚生大臣の認定を受けたひと）

商工名鑑作成に ご協力ください

区では、いま区内の商工業者の商工名鑑を作成しています。
四月一日現在で職業別電話帳よりカードに転載し、現在電話で業種別に名称、代表者名、所在地、事業の種類、取扱品目、資本金、従業員数等のお問い合わせをいたしていますので、ご協力をねがいます。
このことについてのお問い合わせは、区民部商工課商工係（内線281）へおねがいます。

てください。

▽もらえるひと

・身体障害者（一級から四級まで）

・精神薄弱者（総合判定一度から三度まで）

・生活保護世帯（世帯員のうち一人だけ）

・母子福祉年金、準母子福祉年金受給世帯（世帯員のうち一人だけ）

・児童扶養手当受給世帯（世帯員のうち一人だけ）

・戦傷病者（特別項症から第四項症まで）

・原爆被爆者（厚生大臣の認定を受けたひと）

▽持っているもの

・はんこ・写真（証明書用）・身体障害者手帳・愛の手帳・戦傷

病者手帳・原爆被爆者健康手帳

・国民年金証書・児童扶養手当証書・現在お持ちの無料乗車券

▽受け付け
九月二十五日（金）から
なお、くわしいことは、区役所
二階福祉事務所（内線343）にお問
い合わせください。



料理・茶道講座を開講 教育センターで

▽とき
〔料理A〕九月二十二日
〔料理B〕九月三十日から十二月
十六日の毎週水曜日午後六時から
九時まで（延十二回）〔茶道〕九
月三十日から四十六年二月十日ま
での毎週水曜日午後六時から九時
まで（延十八回）ただし料理Aの
十一月三日ならびに茶道の十二月
三十日および一月六日は休み
▽ところ
区教育センター（国電
神田駅西口下車五分、地下鉄大手
町下車七分、都バス鎌倉河岸停留
所前）

から十二月十五日の毎週火曜日午
後六時から九時まで（延二十回）
▽定員
料理A・B各四十八名
茶道四十名
▽受講料
無料（ただし、教材費
は各自負担）
▽申込み方法
往復ハガキに希望
講座名（一人一講座）、氏名、住
所、性別、年令、電話、職業、勤
務先（名称、所在地、電話）を記
入し、千代田区内神田二一七
（千11）千代田区教育センター事
業係まで申込んでください。
受付は、九月八日から先着順
で、定員になりしだい締切ります。
▽問合せ
区教育センター（電話
06六九一、06〇〇三二）へお願
いいたします。

九月、十月の千代田荘申込状況 （九月三日現在）

月日	曜日	申込み人数	月日	曜日	申込み人数
9/10	木	満員	9/25	金	休館
11	金	"	26	土	満員
12	土	"	27	日	"
13	日	"	28	月	"
14	月	"	29	火	"
15	火	"	30	水	16
16	水	"	10/1	木	満員
17	木	"	2	金	19
18	金	"	3	土	満員
19	土	"	4	日	"
20	日	"	5	月	"
21	月	"	6	火	"
22	火	"	7	水	"
23	水	休館	8	木	"
24	木	"	9	金	"

※おしらせ

十一月分の抽せんは、十月一日（土）区役所内で行
ないます。
受付時間は、午前九時から十時までです。

九月の野外こども会日程

- ▽七日 東郷公園
 - ▽八日 神田公園
 - ▽九日 富士見児童遊園
 - ▽十日 芳林児童遊園
 - ▽十一日 北の丸公園皇宮警察署
 - ▽十七日 堀留北児童遊園
 - ▽十八日 西神田公園
 - ▽二十一日 平河町児童遊園
 - ▽二十二日 三崎町児童遊園
 - ▽二十四日 築土神社
 - ▽二十五日 錦華公園
 - ▽二十八日 淡路公園
 - ▽二十九日 竜閑児童遊園
 - ▽三十日 心法寺児童遊園
- 時間は午後二時から。
雨天のときは中止します。